

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009神第69号	
事故等名	押船第31若栄丸被押起重機船第3若栄丸座洲	
発生年月日時刻	平成21年1月22日14時30分ごろ	
発生場所	徳島県鳴門市北泊漁港地先	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月4日神戸・地方事故調査官が、海難報告書を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 押船 第31若栄丸 19トン	
船舶番号	282-16527	
船舶所有者等	株式会社セノオ	
船種・船名・総トン数	B 起重機船 第3若栄丸	
船舶番号(IMO 番号)	不詳	
船舶所有者等	不詳	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B	
負傷者	A なし	
	B	
損傷	A なし	
	B なし	
事故等の経過	A船は、母船であるB船を押して鳴門市北泊漁港対岸の岩礁付近に座礁したヨットを引き揚げる作業に従事したのち、出港しようとしたところ、平成21年1月22日14時30分ごろ、B船の右舷船首部が乗り揚げていることに気付いた。その後、自力離礁し、潜水夫を入れて船底部を確認したが異常がないため出港した。油の流出及び浸水はなく、負傷者もなかった。	
分析	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	A船は作業地点の適切な水路調査を行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、A船がB船を押して出港中、作業地点の適切な水路調査を行わなかったため、B船が浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	